

## 第1表(教)

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第六小学校  
校長名 田野倉 宏美 印

### 令和3年度 特別支援教室の教育課程について(届)

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

#### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

- 自分の心と体について考え 努力する子
- 苦手な学習も 前向きに取り組む子
- 自分のことは 自分でする子
- 自分を大切にし 友達も大切にする子

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

##### (1) 自立活動

- ア 本人の意思や在籍学級担任、保護者の願いを大切にし、合同教材研究、面談、連絡帳交換等を計画的に行い、児童の実態や指導目標、手だてについて共通理解を図った上で、特別支援教室の個別指導計画を作成する。在籍学級の授業づくりや個別の配慮を相談する際に個別指導計画を活用する。
- イ 在籍学級における適応能力を高めるために、自己理解、自己受容を深めて情緒の安定を図り、自ら教師と相談して環境調整ができるように指導する。
- ウ 在籍学級において友達や教師と思いやりのある、好ましい人間関係を築くことができるように、人間関係の形成や集団参加、コミュニケーションのための意欲や態度、技能等を身に付けさせる。
- エ 姿勢の保持ができるようにし、体幹を整え、思い通りに体を動かす力を育む。目と手の協応や手指の巧緻性、眼球運動など読み書きに必要な基礎的な力を身に付けさせる。

##### (2) 各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動

- ア 一人一人の認知特性、行動特性に応じた学び方を身に付けさせ、在籍学級の授業への参加状況を改善し、学力の向上を目指す。そのために、関係機関からの情報を参考に科学的根拠に基づいた的確な実態把握を行う。
- イ 学習指導要領の各教科の指導目標や指導内容を十分に理解した上で教材研究に取り組み、児童の学習の到達段階や苦手なところを把握する。
- ウ 在籍学級における児童の個別の指導目標を明確にした上で、在籍学級担任の授業計画に合わせた指導計画を作成し、一人一人の児童の苦手なところに絞った指導を重点的に行う。指導結果が、通常の学級において見られるようにする。

#### 3 指導の重点

##### (1) 自立活動

- ア 学校生活の振り返り活動等を通して、自分の得意なところや苦手なところを理解できるように指導して自己肯定感を育み、学習上及び生活上の困難を前向きに解決していこうとする態度を身に付けさせる。

イ 小集団指導や個別指導の中で、SST(ソーシャルスキルトレーニング)や話し合い活動等を取り入れ、自分の意思を分かりやすく伝えたり、相手の考えを聞き取り理解したりすること等のコミュニケーション能力を高める。また、自分と異なる意見を受け入れて折り合いを付ける力を高めること、周囲の人とより良い関係を作ること等を指導する。

ウ 感覚統合の指導を取り入れ、体幹を整えて自己の身体について理解を深め、感覚の偏りを軽減する。ビジョントレーニングを取り入れて、読み書きに必要な基礎的な力が身に付くように指導する。

#### (2) 各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動

ア 在籍学級における授業でのつまづきを細かく把握し、対象児童が分かる方法で、在籍学級の授業の前に言葉の意味や文字の読み書き、学習内容の理解等の先行型の自立活動を行う。一人一人の児童の特性(言葉の意味、記憶、推察、視覚認知や空間認知、イメージ、抽象的な思考などの認知特性や衝動性、不注意、集中の持続などの行動特性)に応じた学び方を取り入れて、長所活用型の指導を行う。

イ チャイム着席、学習用具の準備や片付け、話す・聞く態度、丁寧な言葉遣いなどの学習規律を身に付けるよう、通常の学級と連携して指導する。

#### 4 その他の配慮事項

(1) 保護者や医療、教育相談室等の関係機関と細かい情報交換を通して連携を深め、児童理解や指導方法の改善に生かす。

(2) 特別支援教育の校内体制に基づき、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーと細かく連携して指導に生かす。

(3) 校内で、教室通信や日常の情報共有等、特別支援教室の理解・啓発に努める。

(4) 一人一人の指導回数や指導時間数については、在籍学級における適応の様子を十分に把握した上で決定する。課題の改善の様子について、在籍学級担任や保護者からの情報、巡回相談員からの助言、関係機関からの情報を参考にして検討し、段階的に指導回数や指導時間数を軽減し、指導終了につなげていく。

(5) 児童に関する情報収集、教員や家庭との連絡・調整、教材準備や作成、環境整備等について拠点校及び巡回校の特別支援教室専門員と細かく相談して共通理解を図り、連携して指導を進める。

(6) 児童が中学校生活を円滑に開始できるよう、在籍学級担任と連携し、相談・指導を進める。中学校特別支援教室担任と密に連絡を取り合い、十分な引き継ぎを行う。

(7) 進級・退級に関しては、校内委員会を中心に学級担任と児童の観察・情報共有を行い、保護者の考えを聴取し、巡回心理士による児童の観察も含めて十分に検討し、判定を行う。